

美幌町まちづくり活動奨励事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 美幌町まちづくり活動奨励事業補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、美幌町補助金等交付規則（平成15年美幌町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本町の地域課題の解決や地域の活性化に向けて、町民が主となり組織する団体等が自ら企画し、自主的に取り組む活動（以下「事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、地域コミュニティの活性化及び活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、町内の自治会、町民団体等（以下「団体等」という。）とする。ただし、政治活動及び宗教活動を目的とする団体等については対象外とする。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、団体等が自主的、主体的に行う事業とし、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域活性化事業
- (2) 地域コミュニティ事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認める事業

(補助の対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるものを除いた経費とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 食糧費
- (2) 人件費
- (3) 団体等の経常的な運営維持管理費

(4) 備品購入費（当該事業の実施に当たり、直接必要と認められるものは対象とする。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと認められる経費

（補助の期間）

第6条 補助の期間は1年とする。ただし、事業が数年に及び必要な場合は、継続して3年を限度として補助することができる。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その限度額を、設備投資に係るものについては100万円、その他については50万円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合については切り捨てるものとする。

（事業の提案）

第8条 事業を提案しようとする団体等（以下「提案団体」という。）は、美幌町まちづくり活動奨励事業企画提案書（様式第1号）、美幌町まちづくり活動奨励事業収支予算書（様式第2号）及び美幌町まちづくり活動奨励事業提案団体調書（様式第3号）を原則として事業実施の2か月前までに町長に提出しなければならない。

（審査委員会）

第9条 前条の規定による提案を審査するために、美幌町まちづくり活動奨励事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長、副委員長及び別表に定める委員をもって構成する。

3 委員長は、町長をもって充てる。

4 副委員長は、副町長をもって充てる。

5 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

（庶務）

第10条 審査委員会の庶務は、総務部住民活動グループにおいて処理する。

(事業の認定通知)

第11条 町長は、審査委員会の審査を経て決定した事業認定の可否について、美幌町まちづくり活動奨励事業認定（不認定）通知書（様式第4号）により当該提案団体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第12条 事業認定の通知を受けた提案団体は、規則第4条の規定に基づき、町長が別に定める日までに補助金の交付の申請を行わなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 規則第8条ただし書に規定する概算払は、補助金の額の80パーセント以内とする。ただし、町長が当該事業の遂行上必要があると認めた場合は、80パーセントを超えて概算払をすることができるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

教育長
総務部長
民生部長
経済部長
建設水道部長
議会事務局長
教育委員会教育部長
国民健康保険病院事務長
会計管理者
政策主幹
財務主幹